

静消組第14号
令和7年10月1日

組合員、組合関係者の皆様へ

静岡県消防設備保守点検業協同組合
理事長 西川 和宏

令和7年度共同受注業務における法令遵守の徹底について

本組合は、国から官公需適格組合の認定を受け、また、県知事から設立認可を受けた組合で、県・市等の発注者側は、その構成員である組合員を公的団体の関係者とみており、組合活動を進める上で「法令遵守の徹底」は大原則です。

本組合はこれまで「法令遵守の徹底」を組合の強みとしており、発注者側から「法令遵守の徹底」ができている実践団体として、本組合に対する関心は益々高まっています。

しかし、点検業務に携わる一人の組合関係者の“ちょっとしたうっかり、まあいいだろうという気の緩み”、更にはコンプライアンスへの未配慮などが、組合全体に対する信頼を揺るがせ、組合活動そのものに大きな影響を与える場合もあります。

つきましては、全ての組合員及び組合関係者におかれましては、下記事項の徹底をお願いします。

特に、点検現場への法令遵守の徹底は確実にお願いします。

記

1 発注者側に信頼される適正点検の徹底

2 有資格者点検の厳守

- ・組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反の防止を徹底すること。
(消防法違反には、厳しい罰則が適用される場合があります。)

3 点検結果報告書の確実な作成

- ・実施点検の内容・不具合の相違がないか必ず見直しを行う。
- ・特に、点検者と報告書作成者が別人である場合は要注意する。
- ・チェックはやりっ放しにしない。「～だろう」、「～のはず」は厳禁。
- ・提出時に、点検者と更に別の者とで二重チェックを必ず行うこと。

4 法令上又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に実施

5 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認

- ・必要な場合は、修繕実施状況を確認させて頂くなど。

6 発注者との「報連相(ほうれんそう)」、組合及び幹事会社との「報連相(同)」

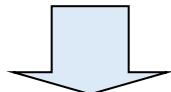
★報告(ほうこく)
★連絡(れんらく)
★相談(そうだん)

静岡県消防設備保守点検業協同組合
電話: 054-287-5091 ファクス: 054-287-5092
メール: syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp

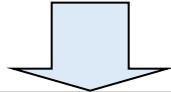
組合員必携

組合の仕事で注意してほしいこと

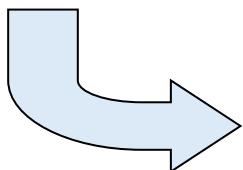
- 1 組合は、静岡県知事の設立認可を受けています。
- 2 また、国から「官公需適格組合」に認定されています。
- 3 このため、県・市等の発注者側は、組合を公的団体とみなし、その構成員である組合員を「公的団体の関係者として法令遵守している（法を守っている）か」、常に注視しています。



- 4 設立から30年以上経過し、組合関係者が「積み上げてきた信用」。
- 5 でも、ちょっととした気の緩みで、信用を失うのはあつという間。
- 6 是非、点検現場や発注関係者と次の事項に留意し、更なる「信頼関係」の積み上げに努めてください。



- (1) 発注者側に信頼される適正点検の徹底
- (2) 有資格者点検の厳守
 - ・組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反を防止を徹底すること。
(消防法違反には、厳しい罰則が適用される場合がある。)
- (3) 点検結果報告書の確実な作成
 - ・実施点検の内容と相違がないか必ず見直しを行う。
 - ・特に、点検者と報告書作成者が別人である場合は要注意する。
 - ・チェックはやりっ放しにしない。「～だろう」、「～のはず」は厳禁。
 - ・提出時に、点検者と別の者とで二重にチェックを必ず行うこと。
- (4) 法令上又は役所等の確認が必要となる場合は、安易に発言せず、必ず確認した後に回答すること。
- (5) 点検結果報告書の記載事項を、必ず発注者側担当者に最終確認。特に、修繕が絡む場合は必要に応じて「修繕実施状況」を確認すること。
- (6) そして、基本心得は 「報連相（ほうれんそう）」！



ちょっとした些細なことでも、気に掛けることがありましたら、幹事会社（又は現場担当の管理会社）と組合事務局（054-287-5091）へご一報願います。